**１ 概要**

基幹産業が農業であるうきは市において、農地は重要な資源です。しかし現在、本市の耕作放棄地は３７０haを超える状況です。そのため農地の有効活用と農業の振興のための取り組みを支援する事業を実施し、耕作放棄地の再生と発生防止を推進します。

この事業は令和３年度から新しく開始されるもので、国の支援事業と市独自の支援事業を合わせて実施する予定です。（国の採択が必要ですので、実施時期は未定です。）

この事業を希望される方はうきは市農業委員会へご連絡ください。

**２ 補助（国の交付金の内容）**

**（１）農用地の整備・保全、作業道路整備などに対する助成**

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 補助率 |
| 刈払、除礫、耕起・整地、土壌改良　など | １／２（５０％）補助  （限度額１，０００万円） |

**（２）農業用施設等の整備に関する助成**

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 補助率 |
| 区画整理、農道整備、農機具格納庫設置、農業用ハウス整備　など | １／２（５０％）補助  （限度額１，０００万円） |

上記の国の助成に加えて市独自で　２０％の上乗せを行います。

**※　国の交付金＋市の交付金　→　７０％の補助を行う予定です。**

**３ 実施にあたって**

①この事業は令和３年度から実施するもので最大５年間実施予定です。

②うきは市内の農用地区域内の農地（青地）で、現在耕作されていない状態の農地が対象です。

③自身が所有する土地の再生作業にこの事業を用いることはできませんのでご了承ください。

③中山間地域等直接支払制度の指定を受けている土地は対象外です。

④本事業による整備事業は１ha以上の整備が必要です。

(要望面積が１haに満たない場合は複数名での共同申請も可能です。）

⑤事業により整備した農地は利用権設定等により事業完了後５年間以上耕作することが必要です。(荒廃農地の所有者自らが事業を申請することはできません。)

⑥整備したハウス等の設備は事業完了後８年間は稼働することが必要です。

***※ご要望、ご相談については随時受け付けております。***